

令和元年11月25日
連絡先
総務部
財政課
電話 059-224-2119

三重県における補助金等の基本的な在り方に関する条例(平成15年三重県条例第31号)第5条の規定により令和元年定例会(11月)に係る予算に関する補助金等に係る資料を公表します。  
 なお、見込みであるため交付決定とは異なる可能性があります。

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
31	浄化槽市町整備促進事業補助金	紀宝町 紀宝町鵜殿324	11,347 (R2.3)	公営の事業として、高度処理型合併処理浄化槽を設置し維持管理を行う市町に対して、起債の元金から地方交付税措置相当額を除いた額の1/2を県費補助する。また、市町が配管等の転換に要する経費を助成する場合、県補助(上限あり)を行う。	(目的・理由) 市町が浄化槽の計画的な整備をすることにより、し尿と雑排水の適正な処理を図り、生活環境保全及び生活衛生の向上に寄与する。 (根拠) 浄化槽市町整備促進事業実施要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 生活雑排水の汚濁の除去に係る分のうち、個人の努力により削減可能な分を除いた社会的便益に相当する分について公費負担する。	大気・水環境課	衛生費	環境保全費	環境指導費	生活排水対策費

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:病院事業庁) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
2	経営基盤強化 交付金	公益社団法人地 域医療振興協会 東京都千代田区 平河町二丁目6番 3号	156,489 (R2.1)	三重県立志摩病院(以下「志摩病院」という。)の指定管理者である公益社団法人地域医療振興協会(以下「協会」という。)が志摩病院の管理業務を行うにあたって、効率的な運営を行ってもなお協会の管理業務に係る損益計算書上の経常損失が生じる場合に、協会の経営基盤を強化するための交付金を交付する。	(目的・理由) 指定管理者の経営基盤の強化を図ることにより、県立病院としての安定した医療の提供を確保する。  (根拠) 三重県立志摩病院の管理に関する基本協定書	ナショナル(シビル)ミニマム 志摩地域の中核病院である県立病院として指定管理者制度導入後においても県民に良質で満足度の高い医療を安定的、継続的に提供するためのものであり、公益性を有する。	県立病院 課	病院 事業 費用	医業 費用	経費 (交付 金)	